戦没者等の遺族に対する特別 R 慰金 失権事由非該当申立書(配偶者の相続人用)

被相続人	(戦没有	断等の配	偶者)		は、
「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利					
を取得して	から令	和7年3	月31日	までの間に	おいて、遺族
(※) 以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立					
てます。					
令和	年	月	B		
	·				
請求者(相続人)氏名					

- ※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった 者で、日本国籍を有していた者を指します。
 - ◆ 戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ◆ 上記以外の三親等内親族(戦没者死亡当時、戦没者等と生計 関係があった者に限ります。)